公 共 神 第 145 号
令和２年 10 月９日

各該当所属所長　様

公立学校共済組合神奈川支部長

令和２年度公立学校共済組合「検認事務」について（通知）

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条に基づき、特別認定を受けている被扶養者の認定状況を確認する「検認事務」（以下、「検認」という。）を行います。

つきましては、別添「特認者リスト」に掲載されている該当組合員に周知を行い、提出された書類の内容を確認のうえ、宛名ラベルを貼った封筒等に入れて給付グループに提出してください。**今年度より、検認は郵送等で行うこととし、会場での検認は行いません。**

１　今年度の検認対象者

別添「特認者リスト」に記載された被扶養者

① **扶養手当が不支給の被扶養者**（今年度認定され、その際に令和２年度の課税・非課税証明書を提出した場合は除く）

② 令和２年３月末で扶養手当が不支給になった被扶養者

・22 歳に到達し、令和２年４月から扶養手当が支給されなくなった被扶養者

・令和２年３月末で退職し、引続き再任用フルタイムになった組合員の被扶養者

③ 令和２年４月１日以降に他の公務員共済組合から転入した組合員の被扶養者（転入の際に令和２年度の課税・非課税証明書を提出した場合は除く）

※ ９月に現況表と共に送付した「特認者リスト」（特別認定の被扶養者）に記載されている被扶養者と、今回送付した「特認者リスト」（検認対象となる被扶養者）に記載されている被扶養者は異なる場合があります。今回送付した「特認者リスト」は、令和２年度の課税・非課税証明書を提出した被扶養者を除いています。

※ 今年度の検認対象者（上記①から③）が、今回送付した「特認者リスト」に記載されていない場合は、給付グループに連絡してください。

２　組合員の提出書類

（１）特別認定状況確認書（別紙１）
（２）扶養状況に関する申立書（別紙２）
（３）生計維持に関する申立書（別紙３）
（４）添付書類 ･･･（別紙１）の ①から③に記載の書類

３　書類の提出方法・提出期限

上記**２** の（１）から（４）と「特認者リスト」を別添の「宛名ラベル」を貼った封筒に入れ、特定記録郵便等個人情報の取り扱いができる送付方法で、給付グループに提出してください。なお、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、共済組合窓口への提出書類の持参はご遠慮ください。**提出期限は、令和２年 11 月 30 日（月）です。**

【裏面に続く】

【地方公務員等共済組合法施行規程(抄)】

第九十七条　組合は、組合の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をするものとする。

２　組合員は、検認、更新、又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

３　組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なくこれを検認、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

４　第一項の規定により検認、又は更新を行なった場合において、その検認、又は更新を受けない組合員証は無効とする。

問合せ、提出先
〒231-8309
横浜市中区日本大通り 33
公立学校共済組合給付グループ　前村、谷田
電話（045）210-8179